三　心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
五　第百三条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
六　第百三条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
七　暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条及び第五十六条において「暴力団員等」という。）
八　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
九　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十　暴力団員等がその事業活動を支配する者
十一　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第四十条第四項中「第三十六条、第三十八条及び前条」を「前三条」に、「同条第一項」を「前条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「から第十九条まで」を「から第十七条まで、第十九条」に、「第十六条第二項」を「第十五条第三項、第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第四十八条第一項中「する者」と」の下に「、第十六条第二項中「求人者は、求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員の募集を行う者（第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。）は、募集に応じて船員になろうとする者」と、「求職者に」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者に」と」を加える。

第五十二条中「、同条及び」を「、第十六条第二項中「求人者は、求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者（供給される船員を雇用する場合に限る。）は、供給される船員」と、「求職者に」とあるのは「供給される船員に」と、第十九条及び」に改める。

第五十六条第一号中「（平成三年法律第七十七号）」、「（明治四十年法律第四十五号）」、「（大正十五年法律第六十号）」及び「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を削り、同条第二号中「（大正十一年法律第七十号）」、「（昭和十四年法律第七十三号）」、「（昭和二十二年法律第五十号）」、「（昭和二十九年法律第百十五号）」及び「（昭和四十四年法律第八十四号）」を削り、同条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　第百三条第一項又は第三項の規定により船員派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
七　第百三条第一項又は第三項の規定による船員派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者（当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
八　前号に規定する期間内に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
九　暴力団員等

第五十六条に次の二号を加える。

十二　暴力団員等がその事業活動を支配する者
十三　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

第六十条第五項中「第五号」の下に「から第八号まで」を加える。

第七十六条中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第九号まで」に改める。

第八十九条第一項中「含む。）」の下に「並びに船員法第六十七条第一項及び第二項の規定」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「船員に対する休日及び有給休暇」とあるのは、「船員に対する休日」とする。

第八十九条第十二項中「第二項から第四項まで及び第八項」を「第一項から第五項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「（第五項」を「（第六項」に、「、第二項、第四項及び第五項」を「から第三項まで、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「（船員職業安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項又は第五項」を「第三項、第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項又は」を「第三項、第五項又は」に改め、「適用される船員法」の下に「第六十七条の二第一項の規定、第三項の規定により適用される同法」を加え、「第四項の」を「第五項の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十六条第三項」の下に「、第三十七条」を、「第六十七条第三項」の下に「、第六十七条の二第四項」を加え、「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船舶所有者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、船員法第六十七条の二（第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「労務管理責任者」とあるのは「派遣先の船舶所有者（船員職業安定法第八十九条第一項から第三項まで、第五項又は第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）により選任された労務管理責任者」と、「休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更」とあるのは「休日の付与」と、「船舶所有者」とあるのは「派遣先の船舶所有者」と、同条第三項中「同項の措置」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される前項の措置」とする。